

札幌市公共ます設置業務仕様書 新旧対照表

	現行	改訂	改訂内容
第1章 総則	<p>1-1 適用</p> <p>6. この仕様書に記載されていない事項については、札幌市下水道管きょ工事仕様書、札幌市下水道用資器材製品製作及び検査仕様書、札幌市下水道設計標準図、札幌市土木工事共通仕様書及び、札幌市土木工事標準設計図集並びに特記仕様書を必要に応じて「工事」を「業務」と読み替えて運用することとする。(資料文献 管きょ工事仕様書 1-1-1-2))</p> <p>1-2</p> <p>1-3. 施工条件明示書とは、ます工事を施工するにあたって制約を受ける当該工事に関する施工条件を明示した書類をいう。(資料文献 管きょ工事仕様書 1-1-1-13)</p> <p><中略></p> <p>4-8. J S W A Sとは、公益社団法人日本下水道協会の制定した下水道用資器材に係る日本下水道協会規格をいう。(資料文献 管きょ工事仕様書 1-1-1-39)</p> <p>1-8 工事用地等の使用 <以下、省略></p> <p>1-10 使用人等の管理 <以下、省略></p> <p>1-11 工事の下請負 <以下、省略></p>	<p>1-1 適用</p> <p>6. この仕様書に記載されていない事項については、札幌市下水道管きょ工事仕様書、札幌市下水道用資器材製品製作及び検査仕様書、札幌市下水道設計標準図、札幌市土木工事共通仕様書及び、札幌市土木工事標準設計図集並びに特記仕様書を必要に応じて「工事」を「業務」、「施工」を「履行」と読み替えて運用することとする。(資料文献 管きょ工事仕様書 1-1-1-2)</p> <p>1-2</p> <p>1-3. 施工条件明示書とは、ます工事を施工するにあたって制約を受ける当該工事に関する施工条件を明示した書類をいう。(資料文献 管きょ工事仕様書 1-1-2-12)</p> <p><中略></p> <p>4-8. J S W A Sとは、公益社団法人日本下水道協会の制定した下水道用資器材に係る日本下水道協会規格をいう。(資料文献 管きょ工事仕様書 1-1-2-43)</p> <p>1-8 工事用地等の使用 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-11 工事用地等の使用」による。</p> <p>1-10 使用人等の管理 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-31 使用人等の管理」による。</p> <p>1-11 工事の下請負 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-13 工事の下請負」によ</p>	<p>語句訂正</p> <p>管きょ工事仕様書に伴う改訂</p> <p>〃</p> <p>札幌市土木工事共通仕様書に伴う改定</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

	現行	改訂	改訂内容
	1-12 施工体制台帳及び施工体系図 ＜以下、省略＞	る。 1-12 施工体制台帳及び施工体系図 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図」による。	〃
	1-16 工事現場発生品 ＜以下、省略＞	1-16 工事現場発生品 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-21 工事現場発生品」による。	〃
	1-17 建設副産物 ＜以下、省略＞	1-17 建設副産物 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-22 建設副産物」による。	〃
	1-18 建設リサイクル法施行に伴う契約時手続きの追加 ＜以下、省略＞	＜削除＞	〃
	1-19～20 ＜省略＞	1-18～19 ＜省略（番号のみ変更）＞	〃
	1-21 工事記録写真 ＜以下、省略＞	＜削除＞	〃
	1-22～26 ＜省略＞	1-20～24 ＜省略（番号のみ変更）＞	〃
	1-27 跡片付け ＜以下、省略＞	1-25 跡片付け 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-34 跡片付け」による。	〃
	1-28 事故報告 ＜以下、省略＞	1-26 事故報告 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-35 事故報告」による。	〃
	1-29 環境対策 ＜以下、省略＞	1-27 環境対策 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-36 環境対策」による。	〃

	現行	改訂	改訂内容
	1-30 文化財の保護 ＜以下、省略＞	1-28 文化財の保護 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-37 文化財の保護」による。	〃
	1-31 諸法令の遵守 ＜以下、省略＞	1-29 諸法令の遵守 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-39 諸法令の遵守」による。	〃
	1-32 ＜省略＞	1-30 ＜省略＞	〃
	1-33 官公庁への手続き等 ＜以下、省略＞	1-31 官公庁への手続き等 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-40 官公庁等への手続等」による。	〃
	1-34 施工時期及び施工時間の変更 ＜以下、省略＞	1-32 施工時期及び施工時間の変更 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-41 施工時期及び施工時間の変更」による。	〃
	1-35～37 ＜省略＞	1-33～35 ＜省略＞	〃
	1-38 特許権等 ＜以下、省略＞	1-36 特許権等 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-45 特許権等」による。	〃
	1-39 保険の付保及び事故の補償 ＜以下、省略＞	1-37 保険の付保及び事故の補償 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-46 保険の付保及び事故の補償」による。	〃
	(新規)	1-38 法定外の労災保険の付保 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-47 法定外の労災保険の付保」による。	〃

	現行	改訂	改訂内容
	1-40 社内検査 ＜以下、省略＞	1-39 社内検査 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-48 社内検査」による。	〃
	1-41 道産品及び札幌市域産品の使用 ＜以下、省略＞	1-40 道産品及び札幌市域産品の使用 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-49 道産品及び札幌市域産品の使用」による。	〃
	1-42 環境物品等の使用 ＜以下、省略＞	1-41 環境物品等の使用 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-50 環境物品等の使用」による	〃
	1-43 季節労働者等の雇用 ＜以下、省略＞	1-42 季節労働者等の雇用 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-51 季節労働者等の雇用」による。	〃
	1-44 技能士の活用 ＜以下、省略＞	1-43 技能士の活用 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-52 技能士の活用」による。	〃
	1-45 工事特性・創意工夫・社会性等 ＜以下、省略＞	1-44 工事特性・創意工夫・社会性等 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-54 工事特性・創意工夫・社会性等」による。	〃
	1-46 特定外来生物（植物）について ＜以下、省略＞	1-45 特定外来生物（植物）について 「札幌市土木共通仕様書 第1章 総則 1-1-1-55 特定外来生物（植物）について」による。	〃
	1-47 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応 ＜以下、省略＞	1-46 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-56 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応」による。	〃

	現行	改訂	改訂内容
第2章 工事現場 等安全管理	<p>2-1 事故防止</p> <p>3. 受託者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、業務監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成30年12月内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-38-3）</p> <p>2-17 局地的な大雨への安全対策</p> <p>2. 安全管理計画の追加</p> <p>（3）迅速に退避するための対応</p> <p>2) 安全器具等の設置</p> <p>下水道管渠内の増水に備え、現場特性に応じて以下のような安全器具等を設置する。</p> <p>① 流量を抑制するため、土嚢、止水栓を設置する</p> <p>② 流出防止として作業区間をカバーして人孔間に親綱などを設ける</p> <p>③ 下水道管渠内作業員を引き上げるための安全帯などを用いる</p> <p>④ 下流人孔より作業員が流されないよう、流出防止柵を設置する</p>	<p>2-1 事故防止</p> <p>3. 受託者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、業務監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-38-3）</p> <p>2-17 局地的な大雨への安全対策</p> <p>2. 安全管理計画の追加</p> <p>（3）迅速に退避するための対応</p> <p>2) 安全器具等の設置</p> <p>下水道管渠内の増水に備え、現場特性に応じて以下のような安全器具等を設置する。</p> <p>① 流量を抑制するため、土嚢、止水栓を設置する</p> <p>② 流出防止として作業区間をカバーして人孔間に親綱などを設ける</p> <p>③ 下水道管渠内作業員を引き上げるための墜落制止用具などを用いる</p> <p>④ 下流人孔より作業員が流されないよう、流出防止柵を設置する</p>	<p>日付改訂</p> <p>語句訂正</p>

	現行	改訂	改訂内容																																						
	<p>⑤ 下水道管渠内作業員の緊急避難時に梯子、縄梯子、救命用ロープなどを用いる</p> <p>⑥ 急な出水で下水道管渠内作業員がおぼれることのないように救命胴衣などを着衣する</p>	<p>⑤ 下水道管渠内作業員の緊急避難時に梯子、縄梯子、救命用ロープなどを用いる</p> <p>⑥ 急な出水で下水道管渠内作業員がおぼれることのないように救命胴衣などを着衣する</p>																																							
第3章 材料	<p>3-6 土質材料、石材及び骨材</p> <p>5. 凍上抑制層用材料及びしゃ断用材料</p> <p>⑤ 80mm 級以下の切込砂利等の粗粒材料は、全量については、75μmふるいを通過するものが、4.75mm ふるいを通過するものに対し、切込砂利で 9%以下、破砕面が 30%以上の切込碎石で 12%以下、切込碎石及びコンクリート再生材料等で 15%以下でなければならない。なお、コンクリート再生骨材は、凍上試験に合格するもので、業務監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。また、地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が 0.1mm/h 以下でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">粒度は、下表に示す範囲に入らなければならない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ふるい目 呼び名</th> <th colspan="4">ふるい通貨質百分率 (%)</th> </tr> <tr> <th>90mm</th> <th>53mm</th> <th>37.5mm</th> <th>4.75mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80mm</td> <td>100</td> <td>70~100</td> <td>—</td> <td>20~65</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>—</td> <td>100</td> <td>70~100</td> <td>20~65</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 破砕面が 30%以上の切込碎石とは、玉石又は砂利、切込碎石を砕いたもので、4.75mm ふるいに止まるもののうちの質量で、30%以上が少なくとも 1つの破砕面をもつものである。</p>	ふるい目 呼び名	ふるい通貨質百分率 (%)				90mm	53mm	37.5mm	4.75mm	80mm	100	70~100	—	20~65	40mm	—	100	70~100	20~65	<p>3-6 土質材料、石材及び骨材</p> <p>5. 凍上抑制層用材料及びしゃ断用材料</p> <p>⑤ 80mm 級以下の切込砂利等の粗粒材料は、全量については、75μmふるいを通過するものが、4.75mm ふるいを通過するものに対し、切込砂利で 9%以下、破砕面が 30%以上の切込碎石で 12%以下、切込碎石及びコンクリート再生材料等で 15%以下でなければならない。なお、コンクリート再生骨材は、凍上試験に合格するもので、業務監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。また、地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が 0.1mm/h 以下でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">粒度は、下表に示す範囲に入らなければならない。</p> <p style="text-align: center;">凍上抑制層</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ふるい目 呼び名</th> <th colspan="4">ふるい通貨質百分率 (%)</th> </tr> <tr> <th>90mm</th> <th>53mm</th> <th>37.5mm</th> <th>4.75mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80mm</td> <td>100</td> <td>70~100</td> <td>—</td> <td>20~65</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>—</td> <td>100</td> <td>70~100</td> <td>20~65</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 破砕面が 30%以上の切込碎石とは、玉石又は砂利、切込碎石を砕いたもので、4.75mm ふるいに止まるもののうちの質量で、30%以上が少</p>	ふるい目 呼び名	ふるい通貨質百分率 (%)				90mm	53mm	37.5mm	4.75mm	80mm	100	70~100	—	20~65	40mm	—	100	70~100	20~65	語句訂正
ふるい目 呼び名	ふるい通貨質百分率 (%)																																								
	90mm	53mm	37.5mm	4.75mm																																					
80mm	100	70~100	—	20~65																																					
40mm	—	100	70~100	20~65																																					
ふるい目 呼び名	ふるい通貨質百分率 (%)																																								
	90mm	53mm	37.5mm	4.75mm																																					
80mm	100	70~100	—	20~65																																					
40mm	—	100	70~100	20~65																																					

	現行	改訂	改訂内容
	<p>注2) 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法 (JGS0172-2003)、道路土工要綱の資料-13 土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験法 (JHS 112) による。</p> <p>3-7 加熱アスファルト舗装材料</p> <p>12. 改質Ⅱ型アスファルト舗装</p> <p>② 目標動的安定度 (DS)</p> <p>動的安定度 (DS) は、社団法人北海道舗装事業協会等の機関での室内作成供試体ホイールトラッキング試験結果を業務監督員に提出するものとする。目標動的安定度：1500 以上ただし、動的安定度 (DS) が 5000 以上となる場合、混合物によってはひびわれの発生しやすい場合もあるので、曲げ試験や繰り返し曲げ試験等によりひび割れ抵抗性もあわせて検討する。</p> <p>3-8 コンクリート</p> <p>1. 適用すべき諸基準 (資料文献 下水道管きょ工事仕様書 3-2-4-1)</p> <p>下水道工事に使用するコンクリートは、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は業務監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>① 土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) (平成 30 年 3 月)</p> <p>② 土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) (平成 30 年 3 月)</p> <p>③ 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成 24 年 6 月)</p>	<p>なくとも1つの破砕面をもつものである。</p> <p>注2) 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法 (JGS0172-2003)、道路土工要綱の資料-13 土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験法 (JHS 112) による。</p> <p>3-7 加熱アスファルト舗装材料</p> <p>12. 改質Ⅱ型アスファルト舗装</p> <p>② 目標動的安定度 (DS)</p> <p>動的安定度 (DS) は、一般社団法人北海道舗装事業協会等の機関での室内作成供試体ホイールトラッキング試験結果を業務監督員に提出するものとする。目標動的安定度：1500 以上ただし、動的安定度 (DS) が 5000 以上となる場合、混合物によってはひびわれの発生しやすい場合もあるので、曲げ試験や繰り返し曲げ試験等によりひび割れ抵抗性もあわせて検討する。</p> <p>3-8 コンクリート</p> <p>1. 適用すべき諸基準 (資料文献 下水道管きょ工事仕様書 3-2-4-1)</p> <p>下水道工事に使用するコンクリートは、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとする。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は業務監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>① 土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) (平成 30 年 3 月)</p> <p>② 土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) (平成 30 年 3 月)</p> <p>③ 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成 24 年 6 月)</p>	<p>語句訂正</p> <p>日付訂正</p>

	現行	改訂	改訂内容
	<p>④ 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成 14 年 7 月)</p> <p>⑤ 土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成 19 年 8 月)</p> <p>⑥ 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手 工事 (平成 21 年 4 月)</p> <p>⑦ その他 (共通仕様書 1-5-2-1 適用すべき書基準)</p>	<p>④ 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成 14 年 7 月)</p> <p>⑤ 土木学会 鉄筋定着・継手指針 (令和 2 年 3 月)</p> <p>⑥ 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手 工事 (平成 21 年 4 月)</p> <p>⑦ その他 (共通仕様書 1-5-2-1 適用すべき諸基準)</p>	
第 4 章 一般施工	<p>4-3 管路(取付管)埋戻</p> <p>5. 埋戻しにあたっては、管頂 30cm までは構造物へ衝撃を与えないよう構造物上への機械での直接投入をさけ、人力によるはねつけ、かきならし等により 1 層ごとに適当な道具、小型機械及び方法で締固め、構造物の周り(特に管下端)に空隙のできぬよう、また沈下を生じないように施工しなければならない。(資料文献 下水道管きょ工事仕様書 4-2-11)</p> <p><中略></p> <p>8. 締固め機械は、掘削幅、支保工の有無等、現場条件を勘案して決定すること。なお、ブルドーザ及び振動ローラ等については、鉄筋コンクリート管の場合は、管の直上 30cm、硬質塩化ビニル管の場合は、管の直上 50 cm を越える部分で、かつ、構造物に損傷を与える恐れのない場合について使用することができる。(資料文献 下水道管きょ工事仕様書 4-2-14)</p>	<p>4-3 管路(取付管)埋戻</p> <p>5. 埋戻し土は、管頂 30cm までは機械または人力により構造物へ衝撃を与えない高さから投入するものとし、ダンプトラックにより構造物上へ直接投入を行ってはならない。締固めにおいては、人力によるはねつけ、かきならし等により 1 層ごとに、人力または機械で締固め、構造物の周り(特に管下端)に空隙のできぬよう、また沈下を生じないように施工しなければならない。(資料文献 下水道管きょ工事仕様書 4-2-11)</p> <p><中略></p> <p>8. 締固め機械は、掘削幅、支保工の有無等、現場条件を勘案して決定すること。締固め方法は、構造物に損傷を与えないように、管種によらず、下表をもとに選定すること。(資料文献 下水道管きょ工事仕様書 4-2-14)</p>	<p>下水道管きょ仕様書に伴う改定</p> <p>〃</p>

	現行	改訂	改訂内容																																																																								
	<p>4-4 残土処理</p> <p>3. 受託者は発生土の運搬にあたり、運搬車に土砂のこぼれ飛散を防止する装備を施すとともに、過積載が無いように注意しなければならない。(資料文献 下水道管きょ工事仕様書 4-2-19)</p> <p style="text-align: center;">建設発生土受入先一覧表 (札幌市の施設3箇所、民間の施設4箇所)</p> <table border="1" data-bbox="286 624 1032 1077"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>受入期間</th> <th>TEL (FAX)</th> <th>土質条件</th> <th>受入先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>厚別山本地区建設発生土一時堆積場</td> <td>厚別区厚別山本2452-1</td> <td>4月下旬～3月中旬</td> <td>管理業務請負者決定後に通知</td> <td>礫混じり、砂質土・火山灰等。粘性土・泥炭は受入不可。</td> <td>管路保全課 (818-3451)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>手稲前田下水道再生土製造施設 (手稲前田ストックヤード)</td> <td>手稲区手稲前田61-3</td> <td>休止中</td> <td>818-3431 (812-5216)</td> <td>砂質土・火山灰。粘性土・泥炭は受入不可。</td> <td>処理施設課 (818-3431)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>大八拓殖工業㈱</td> <td>小樽市銭函3丁目89</td> <td>4上～12中 冬季協議</td> <td>694-6171 (682-6639)</td> <td>砂質土・粘性土・火山灰・泥炭は○、汚泥・ヘドロは×。</td> <td>大八拓殖工業㈱</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>丸源三上産業㈱</td> <td>手稲区前田440-1</td> <td>4上～12中 冬季協議</td> <td>752-2641 (752-4520)</td> <td>砂質土・粘性土・火山灰・泥炭は○。汚泥・ヘドロは×。</td> <td>丸源三上産業㈱</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>石狩砂利共同組合樽川</td> <td>石狩市樽川465</td> <td>4上～12中 冬季協議</td> <td>756-2474 (0133-62-5566)</td> <td>砂質土・粘性土・火山灰・泥炭は○、汚泥・ヘドロは×。</td> <td>石狩砂利共同組合</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>石狩砂利共同組合志美</td> <td>石狩市志美293-2</td> <td>4上～12中 冬季協議</td> <td>756-2474 (0133-62-5566)</td> <td>砂質土・粘性土・火山灰・泥炭は○、汚泥・ヘドロは×。</td> <td>石狩砂利共同組合</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>厚別山本地区建設発生土一時堆積場 (第1ヤード)</td> <td>厚別区厚別山本2452-1</td> <td>協議</td> <td>818-3451</td> <td>礫混じり、砂質土・火山灰等</td> <td>管路保全課 (818-3451)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	名称	住所	受入期間	TEL (FAX)	土質条件	受入先	1	厚別山本地区建設発生土一時堆積場	厚別区厚別山本2452-1	4月下旬～3月中旬	管理業務請負者決定後に通知	礫混じり、砂質土・火山灰等。粘性土・泥炭は受入不可。	管路保全課 (818-3451)	2	手稲前田下水道再生土製造施設 (手稲前田ストックヤード)	手稲区手稲前田61-3	休止中	818-3431 (812-5216)	砂質土・火山灰。粘性土・泥炭は受入不可。	処理施設課 (818-3431)	3	大八拓殖工業㈱	小樽市銭函3丁目89	4上～12中 冬季協議	694-6171 (682-6639)	砂質土・粘性土・火山灰・泥炭は○、汚泥・ヘドロは×。	大八拓殖工業㈱	4	丸源三上産業㈱	手稲区前田440-1	4上～12中 冬季協議	752-2641 (752-4520)	砂質土・粘性土・火山灰・泥炭は○。汚泥・ヘドロは×。	丸源三上産業㈱	5	石狩砂利共同組合樽川	石狩市樽川465	4上～12中 冬季協議	756-2474 (0133-62-5566)	砂質土・粘性土・火山灰・泥炭は○、汚泥・ヘドロは×。	石狩砂利共同組合	6	石狩砂利共同組合志美	石狩市志美293-2	4上～12中 冬季協議	756-2474 (0133-62-5566)	砂質土・粘性土・火山灰・泥炭は○、汚泥・ヘドロは×。	石狩砂利共同組合	7	厚別山本地区建設発生土一時堆積場 (第1ヤード)	厚別区厚別山本2452-1	協議	818-3451	礫混じり、砂質土・火山灰等	管路保全課 (818-3451)	<table border="1" data-bbox="1126 213 1861 370" style="border: 2px solid red;"> <thead> <tr> <th>管上からの高さ</th> <th>締め固め方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30cm未満</td> <td>人力(木ダゴ等)、振動コンパクター等</td> </tr> <tr> <td>30cm以上～50cm未満</td> <td>振動コンパクター、タンピングランマー等</td> </tr> <tr> <td>50cm以上</td> <td>タンピングランマー、振動ローラーブルドーザ等</td> </tr> </tbody> </table> <p>4-4 残土処理</p> <p>3. 受託者は発生土の運搬にあたり、運搬車に土砂のこぼれ飛散を防止する装備を施すとともに、過積載が無いように注意しなければならない。(資料文献 下水道管きょ工事仕様書 4-2-19)</p> <table border="1" data-bbox="1126 608 1861 764" style="border: 2px solid red;"> <caption>下水道事業で管理している建設発生土受入先一覧表</caption> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>土質条件</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚別山本地区建設発生土一時堆積場</td> <td>厚別区厚別山本2452-1</td> <td>礫混じり、砂質土・火山灰等。粘性土・泥炭は受入不可。</td> <td>管路保全課 (818-3451)</td> </tr> </tbody> </table>	管上からの高さ	締め固め方法	30cm未満	人力(木ダゴ等)、振動コンパクター等	30cm以上～50cm未満	振動コンパクター、タンピングランマー等	50cm以上	タンピングランマー、振動ローラーブルドーザ等	名称	所在地	土質条件	担当課	厚別山本地区建設発生土一時堆積場	厚別区厚別山本2452-1	礫混じり、砂質土・火山灰等。粘性土・泥炭は受入不可。	管路保全課 (818-3451)	<p>表の訂正 (更新)</p>
No.	名称	住所	受入期間	TEL (FAX)	土質条件	受入先																																																																					
1	厚別山本地区建設発生土一時堆積場	厚別区厚別山本2452-1	4月下旬～3月中旬	管理業務請負者決定後に通知	礫混じり、砂質土・火山灰等。粘性土・泥炭は受入不可。	管路保全課 (818-3451)																																																																					
2	手稲前田下水道再生土製造施設 (手稲前田ストックヤード)	手稲区手稲前田61-3	休止中	818-3431 (812-5216)	砂質土・火山灰。粘性土・泥炭は受入不可。	処理施設課 (818-3431)																																																																					
3	大八拓殖工業㈱	小樽市銭函3丁目89	4上～12中 冬季協議	694-6171 (682-6639)	砂質土・粘性土・火山灰・泥炭は○、汚泥・ヘドロは×。	大八拓殖工業㈱																																																																					
4	丸源三上産業㈱	手稲区前田440-1	4上～12中 冬季協議	752-2641 (752-4520)	砂質土・粘性土・火山灰・泥炭は○。汚泥・ヘドロは×。	丸源三上産業㈱																																																																					
5	石狩砂利共同組合樽川	石狩市樽川465	4上～12中 冬季協議	756-2474 (0133-62-5566)	砂質土・粘性土・火山灰・泥炭は○、汚泥・ヘドロは×。	石狩砂利共同組合																																																																					
6	石狩砂利共同組合志美	石狩市志美293-2	4上～12中 冬季協議	756-2474 (0133-62-5566)	砂質土・粘性土・火山灰・泥炭は○、汚泥・ヘドロは×。	石狩砂利共同組合																																																																					
7	厚別山本地区建設発生土一時堆積場 (第1ヤード)	厚別区厚別山本2452-1	協議	818-3451	礫混じり、砂質土・火山灰等	管路保全課 (818-3451)																																																																					
管上からの高さ	締め固め方法																																																																										
30cm未満	人力(木ダゴ等)、振動コンパクター等																																																																										
30cm以上～50cm未満	振動コンパクター、タンピングランマー等																																																																										
50cm以上	タンピングランマー、振動ローラーブルドーザ等																																																																										
名称	所在地	土質条件	担当課																																																																								
厚別山本地区建設発生土一時堆積場	厚別区厚別山本2452-1	礫混じり、砂質土・火山灰等。粘性土・泥炭は受入不可。	管路保全課 (818-3451)																																																																								

	現行	改訂	改訂内容
<p>第8章 建設副産物</p>	<p>8-3 履行計画</p> <p>受託者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂（新材又は再生材）、砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、履行計画書に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。</p> <p>受託者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、履行計画書に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。</p> <p>受託者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）により作成し、業務監督員に提出するとともに1年間保管しなければならないこと。</p>	<p>8-3 履行計画</p> <p>受託者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂（新材又は再生材）、砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、履行計画書に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。</p> <p>受託者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により「再生資源利用促進計画書」を作成し、履行計画書に含め、電子データとともに業務監督員に提出しなければならない。</p> <p>受託者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、業務監督員に提出するとともに1年間保管しなければならない。</p>	<p>語句訂正</p>

	現行	改訂	改訂内容
<p>第11章 履行管理 基準</p>	<p>11-2 適用</p> <p>1. この基準は、下水道河川局が発注するます工事について適用する。</p> <p>ただし、設計図書及び指示書等に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件などにより、この基準により難しい場合は、業務監督員の承諾を得て他の方法によることができる。(資料文献 下水道管きょ工事仕様書 16-1-2)</p> <p>11-11 出来形管理基準及び規格値</p> <p>1. 工事はすべて設計どおりの形状寸法、品質で完成しなければならない。しかし、そのように努力してもやはり局部的に若干の誤差が出るのが予想される。プラス(+)あるいはマイナス(-)ばかりの誤差が全体で累積されて過大工事あるいは出来高不足工事となってはならない。(資料文献 下水道管きょ工事仕様書 16-2-7-1)</p> <p><中略></p>	<p>11-2 適用</p> <p>1. この基準は、札幌市下水道河川局が発注するます工事について適用する。</p> <p>ただし、設計図書及び指示書等に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件などにより、この基準により難しい場合は、業務監督員の承諾を得て他の方法によることができる。なお、本章に特に定めてない事項については、札幌市下水道管きょ工事仕様書 第16章の規定によるものとする。</p> <p>11-11 出来形管理基準及び規格値</p> <p>1. 一般施工、道路土工等は札幌市土木工事共通仕様書 II 土木工事施工管理基準の規定による。</p> <p>工事はすべて設計どおりの形状寸法、品質で完成しなければならない。しかし、そのように努力してもやはり局部的に若干の誤差が出るのが予想される。プラス(+)あるいはマイナス(-)ばかりの誤差が全体で累積されて過大工事あるいは出来高不足工事となってはならない。(資料文献 下水道管きょ工事仕様書 16-3)</p> <p><中略></p>	<p>札幌市土木工事共通仕様書に伴う改定</p> <p>〃</p>

現行

11-12 品質管理基準及び規格値

別表 2							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	
土工	材料	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210 付表	設計図書による。	採取箇所に1回行う。	○
		必須	現場密度の測定	付表	9.0%以上	(試行) 歩道・車道それぞれ15箇所毎に1回以上行う。 (注1) 検査時にこだわらず、累計で15箇所以上1回とする。	○
		その他	球体落下試験	付表	火山灰 D _{6.0} 以下 砂(シルト分2%未満) X ₄ 9.6%以上 砂(シルト分2%以上) X ₃ 9.7%以上 D _{8.3} 以下	(試行) 歩道・車道それぞれ15箇所毎に1回以上行う。 但し、1回の測定回数又は10個とし、上層・下層の各2層を繰り返し検査の平均値とする。(厚尺締固め試験と実施する) (注1) 検査時にこだわらず、累計で15箇所以上1回とする。	○
材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法規程 2-3-1	軟状粘盤：修正CBR 3.0%以上	・同一工種の施工が数日連続する工事であるため小規模工事とする。(参考、下水仕様書16-4-2) ・改良スラグの未浸透試験、MS：軟化調整試験スラグ及びIMS：水硬性軟化調整スラグに適用する。	・同一工種の施工が数日連続する工事であるため小規模工事とする。(参考、下水仕様書16-4-2) ・改良スラグの未浸透試験、MS：軟化調整試験スラグ及びIMS：水硬性軟化調整スラグに適用する。	○
		骨材のふい分け試験	JIS A 1102	設計図書による			
		改良スラグの未浸透試験	舗装試験法規程 2-3-4	1.5%以下			
土工	必須	活路用スラグの圧色判定試験	JIS A 5015	圧色なし	・同一工種の施工が数日連続する工事であるため小規模工事とする。(参考、下水仕様書16-4-2)	歩道・車道それぞれ5箇所以上1回行う、3回(15箇所)分の平均とする。 (注1) 1回とは1次の試験である(注2) 検査時にこだわらず、累計で15箇所以上3回とする	○
		舗装試験法規程	舗装試験法規程	車道 y m a x の9.3%以上 X ₁ 9.9%以上 X ₄ 9.6%以上 X ₃ 9.7%以上 歩道部8.5%以上			
		現場密度の測定	舗装試験法規程	(注1) 1回とは1次の試験である(注2) 検査時にこだわらず、累計で15箇所以上3回とする			

※ その他この表によりがたい場合は、下水道管渠工事仕様書又は土木工事共通仕様書を参考とする

改訂

11-12 品質管理基準及び規格値

別表 1-1							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	
土工	材料	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210 付表	設計図書による。	採取箇所に1回行う。	○
		必須	現場密度の測定	付表	9.0%以上	(試行) 歩道・車道それぞれ15箇所毎に1回以上行う。 (注1) 検査時にこだわらず、累計で15箇所以上1回とする。 歩道・車道それぞれ15箇所毎に1回以上行う。 但し、1回の測定回数又は10個とし、上層・下層の各2層を繰り返し検査の平均値とする。(厚尺締固め試験と実施する) (注1) 検査時にこだわらず、累計で15箇所以上1回とする。	○
		その他	球体落下試験	付表	火山灰 D _{6.0} 以下 砂(シルト分2%未満) X ₄ 9.6%以上 砂(シルト分2%以上) X ₃ 9.7%以上 D _{8.3} 以下	(試行) 歩道・車道それぞれ15箇所毎に1回以上行う。 但し、1回の測定回数又は10個とし、上層・下層の各2層を繰り返し検査の平均値とする。(厚尺締固め試験と実施する) (注1) 検査時にこだわらず、累計で15箇所以上1回とする。	○
土工	必須	修正CBR試験	舗装試験法規程 2-3-1	軟状粘盤：修正CBR 3.0%以上	・同一工種の施工が数日連続する工事であるため小規模工事とする。(参考、下水仕様書16-4-2) ・改良スラグの未浸透試験、MS：軟化調整試験スラグ及びIMS：水硬性軟化調整スラグに適用する。	・同一工種の施工が数日連続する工事であるため小規模工事とする。(参考、下水仕様書16-4-2) ・改良スラグの未浸透試験、MS：軟化調整試験スラグ及びIMS：水硬性軟化調整スラグに適用する。	○
		骨材のふい分け試験	JIS A 1102	設計図書による			
		改良スラグの未浸透試験	舗装試験法規程 2-3-4	1.5%以下			
土工	必須	活路用スラグの圧色判定試験	JIS A 5015	圧色なし	・同一工種の施工が数日連続する工事であるため小規模工事とする。(参考、下水仕様書16-4-2)	歩道・車道それぞれ5箇所以上1回行う、3回(15箇所)分の平均とする。 (注1) 1回とは1次の試験である(注2) 検査時にこだわらず、累計で15箇所以上3回とする	○
		舗装試験法規程	舗装試験法規程	車道 y m a x の9.3%以上 X ₁ 9.9%以上 X ₄ 9.6%以上 X ₃ 9.7%以上 歩道部8.5%以上			
		現場密度の測定	舗装試験法規程	(注1) 1回とは1次の試験である(注2) 検査時にこだわらず、累計で15箇所以上3回とする			

※ その他この表によりがたい場合は、下水道管渠工事仕様書又は土木工事共通仕様書を参考とする

(注)：不業とする場合は、工事の目的・機能を総合的に判断するものとし、協議の内容を施工協議簿で双方確認すること。(資料文庫 土木工事共通仕様書Ⅱ-1-6-3-(2))

改訂内容

表の訂正
(現場密度試験等の実施について)

別表 1-2							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	
土工	材料	必須	骨材のふい分け試験	JIS A 1102	設計図書による	・同一工種の施工が数日連続する工事であるため小規模工事とする。(参考、下水仕様書16-4-2)	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.9%以下		
			骨材中に含まれる粘土の境質量の試験	舗装試験法規程 3-4-7	粘土・粘土塊量：0.25%以下		
土工	必須	ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	層長、あるいは扁平な石片：10%以下	設計図書による	・同一工種の施工が数日連続する工事であるため小規模工事とする。(参考、下水仕様書16-4-2)	○
		ファイラーの水分試験	JIS A 5008	配合設計で決定した配合濃度。			
		抽出ふるい分け試験	JIS A 5008	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・異相が認められたとき、又は 印字記録の場合：全数			
土工	必須	粒度(2.36mm 7φ)	舗装試験法規程 3-4-3	2.36mm ふるい：1.1%以内 準粒度	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・異相が認められたとき、又は 印字記録の場合：全数	・同一工種の施工が数日連続する工事であるため小規模工事とする。(参考、下水仕様書16-4-2)	○
		粒度(75μm 7φ)	舗装試験法規程 3-4-3	75μm ふるい：0.0%以内 準粒度			
		7.75φ量抽出粒度分析試験	舗装試験法規程 3-9-6	7.75φ量：-0.95%以内			
土工	必須	湿度測定(アスファルト・骨材・混合物)	湿度計による。	配合設計で決定した配合濃度。	随時	・同一工種の施工が数日連続する工事であるため小規模工事とする。(参考、下水仕様書16-4-2)	○
		計量自記記録装置による7.75φ量、石粉量、骨材粒度	自記記録のデータによる。	次表(次ページ)による。	次表(次ページ)による。		
		湿度測定(初期締固め前・開放湿度)	湿度計による。	110℃以上 開放湿度は50℃以下	測定値の記録は1日4回(午前・午後各2回) ・現場湿度(車道部)は、10回の測定値の平均値X1.0が規格値を満足しなければならない。また10回の測定値が得られた場合は3回の測定値の平均値X3.0が規格値を満足していなければならないが、値X3.0が規格値を外れた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6.0が規格値を満足していればよい。(参考、下水仕様書16-4-2)		
土工	必須	現場密度測定	舗装試験法規程 3-7-7	歩道・車道それぞれ15箇所以上1回以上行う。 (併試体を5ヶ所に1ヶ所採取し3ヶ所平均の値とする)	歩道・車道それぞれ15箇所以上1回以上行う。 (併試体を5ヶ所に1ヶ所採取し3ヶ所平均の値とする)	・同一工種の施工が数日連続する工事であるため小規模工事とする。(参考、下水仕様書16-4-2)	○
		外観検査(混合物)	目視	随時	随時		
		外観検査(混合物)	目視	随時	随時		

※ その他この表によりがたい場合は、下水道管渠工事仕様書又は土木工事共通仕様書を参考とする

(注)：不業とする場合は、工事の目的・機能を総合的に判断するものとし、協議の内容を施工協議簿で双方確認すること。(資料文庫 土木工事共通仕様書Ⅱ-1-6-3-(2))

現行

工種	品名	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用					
アスファルト舗装	グラント	必須			表-1 合格判定値 I						
					工種	品質項目	判定項目	合格判定値 I (kg)			
					73744 安定処理	粒度	1	2.36mm 直近の 5mmまでの骨材 累積計量値	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに ±0.01×W×(12.2-0.06S)		
							2	#	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに ±0.01×W×(12.2-0.06S)		
					73744 歩道舗装	石粉量	石粉計量値	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに -0.01×W×F×(0.37-0.013F)又は-1.0のいずれか大きい値			
							73744量	73744量	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに -0.01×W×(1.06-0.06A)		
					73744 歩道舗装	石粉量	石粉量	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに -0.01×W×F×(0.37-0.013F)			
							73744量	73744量	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに -0.01×W×(1.06-0.06A)		
					表層 基層 (中間層)	粒度	1	2.36mm 直近の 5mmまでの骨材 累積計量値	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに ±0.01×W×(10.3-0.06S)		
								2	#	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに ±0.01×W×(10.3-0.06S)	
							73744 歩道舗装	石粉量	石粉計量値	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに +0.01×W×F×(0.40-0.016F)、-0.01×W×F×(0.30- 0.012F)	
									73744量	73744量	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに ±0.01×W×(0.85-0.06A)

(備考)

- 粒度 1とは、骨材が細骨材から計量される場合に適用する。
- 粒度 2とは、骨材が粗骨材から計量される場合に適用する。
- W：1パッチの基準合計量値 (kg)
- W₀：1パッチの基準骨材計量値 (kg)
- A：現場配合における73744配合比 (%)
- F：現場配合における石粉配合比 (%)
- S：1パッチあたり2.36mm直近の5mmまでの基準骨材計量値/W₀×100 (%)

8. G：1パッチあたり2.36mm直近の5mmまでの基準骨材計量値/W₀×100 (%)

工種	品名	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用					
アスファルト舗装	グラント	必須			表-1 合格判定値 II						
					工種	品質項目	判定項目	合格判定値 II (kg)			
					73744 安定処理	粒度 1	2.36mm 直近	±13			
							粒度 2	2.36mm 直近	±13		
					73744 歩道舗装	石粉量	-F×(0.41-0.012F) 又は(1300/W)×0.06Fのいずれか大きい値	-1.0			
							73744量	73744量	-1.0		
					73744 歩道舗装	石粉量	-F×(0.41-0.012F) 又は(1300/W)×0.06Fのいずれか大きい値	-1.0			
							73744量	73744量	-1.0		
					表層 基層 (中間層)	粒度 1	2.36mm 直近	±11			
							2.36mm 直近	±11			
							73744 歩道舗装	石粉量	-F×(0.49-0.017F) -F×(0.34-0.012F)	±0.8	
									73744量	73744量	±0.8

(備考)

1. 粒度は、全骨材に対する質量百分率は、以下の式によって求める

$$100 - \frac{2.36\text{mm 直近の5mmまでの累積粗骨材}}{\text{骨材累積最終ピン計量値}}$$

2. 粒度の基準値は、骨材が細骨材から計量される場合：S (%)、骨材が粗骨材から計量される場合：100-G (%)とする。

改訂

工種	品名	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用					
アスファルト舗装	グラント	必須			表-1 合格判定値 I						
					工種	品質項目	判定項目	合格判定値 I (kg)			
					73744 安定処理	粒度	1	2.36mm 直近の 5mmまでの骨材 累積計量値	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに ±0.01×W×(12.2-0.06S)		
							2	#	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに ±0.01×W×(12.2-0.06S)		
					73744 歩道舗装	石粉量	石粉計量値	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに -0.01×W×F×(0.37-0.013F)又は-1.0のいずれか大きい値			
							73744量	73744量	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに -0.01×W×(1.06-0.06A)		
					73744 歩道舗装	石粉量	石粉量	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに -0.01×W×F×(0.37-0.013F)			
							73744量	73744量	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに -0.01×W×(1.06-0.06A)		
					表層 基層 (中間層)	粒度	1	2.36mm 直近の 5mmまでの骨材 累積計量値	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに ±0.01×W×(10.3-0.06S)		
								2	#	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに ±0.01×W×(10.3-0.06S)	
							73744 歩道舗装	石粉量	石粉計量値	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに +0.01×W×F×(0.40-0.016F)、-0.01×W×F×(0.30- 0.012F)	
									73744量	73744量	骨材累積最終ピン計量値がその基準値の±6%であるとともに ±0.01×W×(0.85-0.06A)

(備考)

- 粒度 1とは、骨材が細骨材から計量される場合に適用する。
- 粒度 2とは、骨材が粗骨材から計量される場合に適用する。
- W：1パッチの基準合計量値 (kg)
- W₀：1パッチの基準骨材計量値 (kg)
- A：現場配合における73744配合比 (%)
- F：現場配合における石粉配合比 (%)
- S：1パッチあたり2.36mm直近の5mmまでの基準骨材計量値/W₀×100 (%)
- G：1パッチあたり2.36mm直近の5mmまでの基準骨材計量値/W₀×100 (%)

※ その他この表によりがない場合は、下水道管渠工事仕様書又は土木工事共通仕様書を参考とする

工種	品名	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用					
アスファルト舗装	グラント	必須			表-1 合格判定値 II						
					工種	品質項目	判定項目	合格判定値 II (kg)			
					73744 安定処理	粒度 1	2.36mm 直近	±13			
							粒度 2	2.36mm 直近	±13		
					73744 歩道舗装	石粉量	-F×(0.41-0.012F) 又は(1300/W)×0.06Fのいずれか大きい値	-1.0			
							73744量	73744量	-1.0		
					73744 歩道舗装	石粉量	-F×(0.41-0.012F) 又は(1300/W)×0.06Fのいずれか大きい値	-1.0			
							73744量	73744量	-1.0		
					表層 基層 (中間層)	粒度 1	2.36mm 直近	±11			
							2.36mm 直近	±11			
							73744 歩道舗装	石粉量	-F×(0.49-0.017F) -F×(0.34-0.012F)	±0.8	
									73744量	73744量	±0.8

(備考)

1. 粒度は、全骨材に対する質量百分率は、以下の式によって求める

$$100 - \frac{2.36\text{mm 直近の5mmまでの累積粗骨材}}{\text{骨材累積最終ピン計量値}}$$

2. 粒度の基準値は、骨材が細骨材から計量される場合：S (%)、骨材が粗骨材から計量される場合：100-G (%)とする。

※ その他この表によりがない場合は、下水道管渠工事仕様書又は土木工事共通仕様書を参考とする

改訂内容

表の訂正
(語句追加)

表の訂正
(語句追加)

	現行	改訂	改訂内容
	11-20 留意事項等 ＜以下、省略＞	7. 撮影の留意事項等 「札幌市土木工事共通仕様書 2-7-7 撮影の留意事項等」による。	〃
	11-19 工事写真の整理方法 ＜以下、省略＞	8. 整理提出 「札幌市土木工事共通仕様書 2-7-8 整理提出」による。 工事写真の整理（写真帳ダイジェスト版）については、下記の順に上から重ね、 (7) 着手前・完成 (イ) まず取付管全景（接続状況が確認できるもの） (ウ) その他適宜 その写真の提出頻度は、全箇所提出するものとする。	〃
	11-21 用語の定義 ＜以下、省略＞	9. 用語の定義 「札幌市土木工事共通仕様書 2-7-9 用語の定義」による。	〃
	11-22 デジタル工事写真の小黑板情報電子化についてデジタル工事写真の小黑板情報電子化について ＜以下、省略＞	10. デジタル工事写真の小黑板情報電子化についてデジタル工事写真の小黑板情報電子化について 「札幌市土木工事共通仕様書 2-7-14 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」による。	〃

様式

様式 1-10 (業務終了・完了届)(業務部分完了・完了 検査報告書)

業務 部分完了・完了 届 (第 回)
令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

受託者
(住 所)
代表者
(氏 名) 印

業務 (役務) 番号 第 号
業 務 名

上記業務 (第 回) は、令和 年 月 日に部分完了・完了 したのでお届けします。

当月支払金額	円
--------	---

備考 札幌市競争入札参加資格者 (物品・役務) は、電子メールによる提出 (押印不要) を可とする。
送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

業務 (第 回) の部分完了・完了を認める。 業務主任 技術職員 印	検査 実施 欄	この業務の検査員を下記の者に命じ、検査を令和 年 月 日 : から実施する。 技術職員 印
この業務の立会人を下記の者に命じる。 立会人 技術職員 印		
部 長	課 長	係 長

業務 部分完了・完了 検査報告書
令和 年 月 日

検査員 技術職員 印
立会人 技術職員 印

上記業務の検査結果は、次のとおりであったので報告します。
なお、業務完了検査決裁後は、受渡することとしたい。

契約期間	令和 年 月 日	第 回	令和 年 月 日
	令和 年 月 日		令和 年 月 日

検査 結果	部 長	課 長	係 長
----------	--------	--------	--------

様式 1-10 (業務終了・完了届)(業務部分完了・完了 検査報告書)

業務 部分完了・完了 届 (第 回)
令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

受託者
(住 所)
代表者
(氏 名) 印

業務 (役務) 番号 第 号
業 務 名

上記業務 (第 回) は、令和 年 月 日に部分完了・完了 したのでお届けします。

当月支払金額	円
--------	---

備考 札幌市競争入札参加資格者 (工事) は、電子メールによる提出 (押印不要) を可とする。
送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

業務 (第 回) の部分完了・完了を認める。 業務主任 技術職員 印	検査 実施 欄	この業務の検査員を下記の者に命じ、検査を令和 年 月 日 : から実施する。 技術職員 印
この業務の立会人を下記の者に命じる。 立会人 技術職員 印		
部 長	課 長	係 長

業務 部分完了・完了 検査報告書
令和 年 月 日

検査員 技術職員 印
立会人 技術職員 印

上記業務の検査結果は、次のとおりであったので報告します。
なお、業務完了検査決裁後は、受渡することとしたい。

契約期間	令和 年 月 日	第 回	令和 年 月 日
	令和 年 月 日		令和 年 月 日

検査 結果	部 長	課 長	係 長
----------	--------	--------	--------

様式の変更

語句訂正

